

2013年8月23日 全12頁

バーゼル委、レバレッジ比率の厳格化へ

【市中協議文書】レポ市場の流動性に重大な悪影響か？

金融調査部 研究員
鈴木利光

[要約]

- 2013年6月26日、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は、市中協議文書「改訂されたバーゼルⅢレバレッジ比率の枠組みと開示要件」を公表している（コメント提出期限は2013年9月20日）。
- 市中協議文書は、バーゼルⅢの枠組みに従う銀行が、レバレッジ比率を計算するための特定の定式と、開示要件を定めている。
- 市中協議文書は、原案となるバーゼルⅢテキスト（2010年12月公表）の提案の大枠を維持しながら、エクスポージャー額（分母）の計測方法について、いくつかの変更を提案している。中でも金融業界の関心を惹きつけているのが、レポ取引等の証券金融取引（SFT）の取扱いに関する変更の提案である。
- SFTのエクスポージャーを会計上のエクスポージャーによる（バーゼルⅡネッティング可）こととしていたバーゼルⅢテキストとは異なり、市中協議文書ではSFTの想定元本（グロスのSFT資産。会計上のネッティングは考慮しない）とカウンターパーティ・エクスポージャー（貸出資産と借入資産の評価差額）の双方を勘案することが提案されている。
- 報道によると、このような変更案が実現した場合、日米欧の大手行は、レポ取引による借入に対し、合わせて少なくとも1800億ドル相当の資本を上乗せする必要性が生じるといふ。こうした影響を回避すべく、銀行がレポ取引によるエクスポージャーの圧縮（デレバレッジ）を模索するであろうことは想像に難くない。それが実際に行われた場合、国債をはじめとするレポ取引の裏付資産（担保）の流動性にも悪影響をもたらすだろう。
- 市中協議文書では、2013年1月から2017年1月までの試行期間において3%の比率をテスト、その試行期間の結果を踏まえて2018年1月から「第1の柱」の下での取扱いに移行することを視野に2017年前半に最終調整をするという実施スケジュールが提案されている（各行によるレバレッジ比率及びその構成要素の開示は2015年1月から）。

[目次]

■ 1. はじめに	2
■ 2. レバレッジ比率の概要	2
■ 3. バーゼルⅢテキストからの主要な変更点（案）	3
■ 4. エクスポージャー額（分母）の計測方法（案）	4
■ 5. 開示要件（案）	9
■ 6. 実施スケジュール（案）	12
■ 7. おわりに	12

1. はじめに

2013年6月26日、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は、市中協議文書「改訂されたバーゼルⅢレバレッジ比率の枠組みと開示要件」（以下、「市中協議文書」）を公表している（コメント提出期限は2013年9月20日）¹。

市中協議文書は、「バーゼルⅢの枠組みに従う銀行が、レバレッジ比率を計算するための特定の定式と、開示要件を定めている」（金融庁によるプレス・リリース仮訳）。

本稿では、レバレッジ比率の概要を踏まえた上で、市中協議文書の内容を簡潔に紹介する²。

2. レバレッジ比率の概要

レバレッジ比率は、バーゼルⅢ³の一部を成す規制概念である。

バーゼルⅢは、自己資本規制と流動性規制の2部構成となっている。そして、前者の自己資本規制は、次の5つによって構成されている。

【バーゼルⅢの自己資本規制を構成する5つの要素】

- ① 資本の定義と最低水準
- ② リスク捕捉
- ③ 資本保全バッファ
- ④ カウンターシクリカルな資本バッファ
- ⑤ レバレッジ比率

（出所）金融庁/日本銀行「バーゼル銀行監督委員会によるバーゼルⅢテキストの公表等について」

¹ BCBS ウェブサイト参照 (<http://www.bis.org/press/p130626.htm>)

² 以下の大和総研コラムも参照されたい。

◆ 「バーゼルⅢの『レバレッジ比率』について考える」（鈴木利光）[2013年8月7日]
(http://www.dir.co.jp/library/column/20130807_007514.html)

³ 国際的に活動する銀行の自己資本・流動性の新たな規制枠組みをいう。

これまで、バーゼルⅢの中で真っ先に思い起こされる「自己資本比率」（＝自己資本／リスク・アセット）は、①から④を指す（本稿執筆時点で、我が国の「告示」⁴にて規定されているのは、2013年から適用が開始されている①②のみ）。

⑤のレバレッジ比率は、簡素な、非リスクベースの指標であり、リスクベースの指標である自己資本比率を補完するものである。その趣旨は、銀行部門におけるレバレッジの積み上がりを抑制することにある。

2010年12月にBCBSが公表したバーゼルⅢテキストでは、レバレッジ比率の基準の概要として、Tier1資本⁵（経過措置も勘案）を非リスクベースのエクスポージャーで除した値が3%以上となるように提案されている（図表1参照）。

図表1 レバレッジ比率の基準の概要

$$\text{レバレッジ比率} = \frac{\text{Tier 1 資本}}{\text{エクスポージャー額(オンバランス項目+オフバランス項目)}} \geq 3\%$$

（出所）金融庁/日本銀行「バーゼルⅢレバレッジ比率の枠組みに関する市中協議文書の公表について」

また、バーゼルⅢテキストでは、レバレッジ比率について、2013年1月から2017年1月までの試行期間において3%の比率をテスト、その試行期間の結果を踏まえて2018年1月から「第1の柱」の下での取扱いに移行することを視野に2017年前半に最終調整をするという実施スケジュールが提案されている（各行によるレバレッジ比率及びその構成要素の開示は2015年1月から）。

こうしたレバレッジ比率の基準の概要やその実施スケジュールの提案は、市中協議文書でも維持されている。

3. バーゼルⅢテキストからの主要な変更点（案）

市中協議文書による見直しは、もっぱらレバレッジ比率の分母のエクスポージャー額（以下、「エクスポージャー額（分母）」）の計測方法に係るものであり、主に次の3点である。

⁴ 「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）」をいう。

⁵ バーゼルⅢにおけるTier1資本の概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「バーゼルⅢ告示① 普通株式等Tier1比率（連結）＜訂正版＞」（鈴木利光/金本悠希）[2013年1月25日]
http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130125_006730.html

◆ 「バーゼルⅢ告示② Tier1比率（連結）＜訂正版＞」（鈴木利光/金本悠希）[2013年1月25日]
http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130125_006731.html

【バーゼルⅢテキストからの主要な変更点】

- 会計上の連結対象とバーゼル規制上の連結対象が異なる場合のエクスポージャー額（分母）の計測方法について詳述
- デリバティブの取扱いの見直し
 - デリバティブの担保（変動証拠金として現金担保を授受した場合であっても）についてはネットティングに使用せず、グロスで認識
 - クレジット・デリバティブを売却した場合に想定元本も加味する等取扱いを見直し
- レポ取引等の証券金融取引（SFT）の取扱いの見直し（会計上のネットティングは認めず、グロスで計上する等）

（出所）金融庁/日本銀行「バーゼルⅢレバレッジ比率の枠組みに関する市中協議文書の公表について」より作成

以下、後記 4. にて、これらの変更点を含むエクスポージャー額（分母）の計測方法に係る提案を簡潔に紹介する。

4. エクスポージャー額（分母）の計測方法（案）

(1) 連結の範囲

① バーゼル規制上又は会計上の連結対象の事業体のエクスポージャーの取扱い

バーゼル規制上又は会計上の連結対象の事業体の資産その他のエクスポージャー（レバレッジ比率の分母に該当するものに限る。以下同様）は、原則として、銀行のエクスポージャー額（分母）に算入される。

ここで重要な点は、バーゼル規制上は連結対象外であったとしても会計上の連結対象に含まれる事業体のエクスポージャーであれば、銀行のエクスポージャー額（分母）に算入されるということである。

もっとも、当該事業体が、バーゼル規制上の「その他金融機関等」（バーゼル規制上の連結対象外かつ議決権割合 10%超の金融機関等（銀行、証券、保険等）をいう）であり、会計上の連結対象となる場合は、当該事業体のエクスポージャーの一部は銀行のエクスポージャー額（分母）に算入されない。

このような事業体のエクスポージャーの取扱いの具体例を示すと、下記のとおりとなる。

【連結対象の事業体のエクスポージャーの取扱い（例）】（注）

- 金融機関等（銀行、証券、保険等）
 - 原則として、当該金融機関のエクスポージャーを銀行のエクスポージャー額（分母）に

算入

- 「その他金融機関等」向けの普通株式出資については、銀行の自己資本から控除される割合に応じて、エクスポージャー額（分母）に算入される額も減額（※）⁶
- 一般事業会社
 - 当該一般事業会社のエクスポージャーを銀行のエクスポージャー額（分母）に算入
- 証券化を実施するための特別目的事業体（SPE）
 - SPE 発行の証券化商品の裏付資産を銀行のエクスポージャー額（分母）に算入

（注）出資先の事業体が、銀行からみて（少なくとも）会計上の連結対象であることを前提とする。

（※）たとえば、銀行が「その他金融機関等」A（エクスポージャー計 300）の普通株式を 100 保有しており、そのうち 15 が銀行の自己資本から控除されたとした場合、銀行のエクスポージャー額（分母）に算入される A のエクスポージャーは、 $255 (=300 - 300 \times 15/100)$ となる。

（出所）金融庁/日本銀行「バーゼルⅢレバレッジ比率の枠組みに関する市中協議文書の公表について」より作成

② バーゼル規制上及び会計上の連結対象外の事業体のエクスポージャーの取扱い

バーゼル規制上も会計上も連結対象外の事業体に出資した場合、当該事業体のエクスポージャーは銀行のエクスポージャー額（分母）に算入されず、その出資額のみが算入される。

なお、その出資額が、銀行の Tier1 資本の控除項目に該当する場合、その控除額の分だけ銀行のエクスポージャー額（分母）への算入額も減額される（p.6 参照）。

③ 二重計上を回避するために許容される相殺

（バーゼル規制上又は会計上の）連結対象の事業体のエクスポージャーの二重計上を回避すべく、銀行は、当該事業体のエクスポージャーを自行のエクスポージャー額（分母）に算入するにあたって、当該事業体のエクスポージャーを（オンバランス及びオフバランスにて）相殺することができる。

(2) 一般原則

一般原則として、エクスポージャー額（分母）の計測方法は、会計上のエクスポージャーのそれに従うこととされている（個別貸倒引当金や評価調整をネットしたベース）。

なお、貸出金と自行預金の相殺は認められない。

また、担保、保証及びクレジット・デリバティブ等の信用リスク削減手法によって、エクスポージャー額（分母）に算入するオンバランス項目のエクスポージャーを減額することも認められない。

⁶ 「その他金融機関等」向けの普通株式出資については、バーゼル規制上、銀行の普通株式等 Tier1 資本の 10% に相当する額を超える部分については、銀行の普通株式等 Tier1 資本から控除される。

エクスポージャー額（分母）は、以下の4つのエクスポージャーの合計額である。

【エクスポージャー額（分母）の構成要素となるエクスポージャー】

- オンバランス項目
- デリバティブ
- 証券金融取引（SFT）
- オフバランス項目

（出所）市中協議文書

以下、後記（3）から（6）にて、各エクスポージャーの内容を簡潔に紹介する。

（3）オンバランス項目

銀行は、原則として、すべてのオンバランス項目（デリバティブや証券金融取引（SFT）の担保を含む）をエクスポージャー額（分母）に算入しなければならない⁷。

もともと、バーゼル規制の自己資本比率における取扱いとの整合性を維持すべく、Tier1 資本の控除項目に該当するオンバランス項目⁸については、エクスポージャー額（分母）に算入する必要はない。

（4）デリバティブ

デリバティブのエクスポージャーには、裏付資産（参照資産）に係るものとカウンターパーティ・リスクに係るもの（カウンターパーティ・エクスポージャー）の二通りがある。レバレッジ比率のエクスポージャー額（分母）を計測するにあたっては、双方のエクスポージャーを勘案しなければならない。

市中協議文書では、双方のエクスポージャーを勘案すべく、デリバティブのエクスポージャーを、バーゼルⅡのカレント・エクスポージャー方式に基づく「再構築コスト+アドオン」（バーゼルⅡネットティング⁹可）によって求めることとしている¹⁰。

これを前提として、後記①②にて、担保の取扱いとクレジット・デリバティブの特例を紹介

⁷ デリバティブ及び証券金融取引（SFT）のエクスポージャーの取扱いについては、後記（4）及び（5）を参照されたい。

⁸ Tier1 資本の控除項目の具体的な内容については、脚注 5 に記載の大和総研レポートを参照されたい。

⁹ ここでいうバーゼルⅡネットティングとは、法的に有効な相対ネットティング契約下にある取引については「ネット再構築コスト+ネットのアドオン」とすることを認める取扱いを指す。

¹⁰ 市中協議文書パラグラフ 22、23、脚注 12 参照。バーゼルⅡのカレント・エクスポージャー方式に基づく「再構築コスト+アドオン」をもって、デリバティブのカOUNTERパーティ・エクスポージャーのみならず裏付資産（参照資産）に係るエクスポージャーをも捕捉するという市中協議文書の考え方は、バーゼルⅡの自己資本比率のそれとは異なる点に留意されたい（「バーゼルⅡに関する Q&A」第 78 条 Q-10、第 167 条-Q2 等参照）。

する。

① 担保の取扱い

銀行は、授受した担保を（会計上ネットリングが認められている場合も含めて）デリバティブのエクスポージャーから差し引いてはならない（ネットリングしてはならない）。

この取扱いは、担保の種類（現金か非現金か）や、法的に有効な相対ネットリング契約の有無にかかわらず適用される（取引所デリバティブ、中央清算される OTC デリバティブといった取引形態を問わない）。

② クレジット・デリバティブの特例

クレジット・デリバティブのプロテクションを売却した場合は、参照資産へのエクスポージャーを実質的な想定元本（effective notional amount）により認識する¹¹。

実質的な想定元本とは、レバレッジ等の影響を勘案したクレジット・デリバティブの実質的なエクスポージャーにかかる値をいう。実質的な想定元本が名目上の想定元本（notional amount）を下回る場合には、名目上の想定元本により認識する。

クレジット・デリバティブの実質的な想定元本は、参照資産の銘柄及び優先度が同一のプロテクションの購入があり、かつその残存期間が同等以上の場合は相殺することができる¹²。その場合、二重計上を避けるべく、当該クレジット・デリバティブのカウンターパーティ・リスクに係るエクスポージャーは、上記相殺が行われた部分に限定して認識する。これを例示すると、以下のとおりとなる。

【例示：クレジット・デリバティブのエクスポージャー】

■ 銀行 A が銀行 B に対して、C 社^(※1) 社債 200 万円分を参照資産とする CDS α （満期 1 年）を売却

■ 同時に、銀行 D から、C 社^(※1) 社債 100 万円分を参照資産とする CDS β （満期 1 年）を購入

⇒ この場合のクレジット・デリバティブのエクスポージャーは次のとおり

$(200 \text{ 万円 }^{(※2)} - 100 \text{ 万円 }^{(※3)})$	…参照資産に係るエクスポージャー（実質的な想定元本）
$+ (100 \text{ 万円 }^{(※4)} + 100 \text{ 万円 }^{(※5)}) \times 5\%^{(※6)}$	…カウンターパーティ・エクスポージャー
$= 110 \text{ 万円}$	

(※1) C 社は「優良債務者」とする。

(※2) CDS α の想定元本額

(※3) CDS β の想定元本額

(※4) CDS α のうち、相殺に供された部分

¹¹ ローンや債券等との平仄をとるための措置と位置付けられている。

¹² これは、クレジット・デリバティブのポジション解消時の取引慣行を踏まえた特例と位置付けられている。

(※5) CDSβのうち、相殺に供された部分

(※6) 「優良債務者」に対する掛目

(出所) 金融庁/日本銀行「バーゼルⅢレバレッジ比率の枠組みに関する市中協議文書の公表について」より作成

(5) 証券金融取引 (SFT)

レポ取引等の証券金融取引 (SFT)¹³について、バーゼルⅢテキストでは、会計上のエクスポージャーをエクスポージャー額 (分母) に算入することが提案されていた (バーゼルⅡネットティング¹⁴可)。

これに対して、市中協議文書では、SFT のエクスポージャーについて、想定元本 (グロスの SFT 資産。会計上のネットティングは考慮しない) とカウンターパーティ・エクスポージャー (貸出資産と借入資産の評価差額)¹⁵の双方を勘案することが提案されている。これを例示すると、以下のとおりとなる。

【例示：SFT のエクスポージャー (買現先取引の例)】

- 現金 100 → 買現先取引に使用

… エクスポージャー = 100

- ケース 1 受領した証券の評価額 80

… エクスポージャー = 120

内訳：＜想定元本＞ 買現先勘定 100、現金 0

＜カウンターパーティ・エクスポージャー＞ $\max\{0, (100 - 80)\} = 20$

- ケース 2 受領した証券の評価額 120

… エクスポージャー = 100

内訳：＜想定元本＞ 買現先勘定 100、現金 0

＜カウンターパーティ・エクスポージャー＞ $\max\{0, (100 - 120)\} = 0$

(出所) 金融庁/日本銀行「バーゼルⅢレバレッジ比率の枠組みに関する市中協議文書の公表について」より作成

ただし、銀行が SFT の担保管理等の事務を代行するクリアリング・バンク (カストディアン・バンク) であり、顧客又はそのカウンターパーティに対して貸出資産と借入資産の評価差額のみを保証する場合 (例：トライパーティ・レポ)、当該銀行は SFT のカウンターパーティ・エ

¹³ バーゼルⅡテキスト 52 の脚注 15 では、SFT は以下のように定義されている。

「証券金融取引 (SFT: Securities Financing Transaction) とは、レポ取引、リバース・レポ取引、証券貸借取引、マージン・レンディング取引のような取引で、取引の価値が時価に左右され、取引にはマージン・アグリーメント契約 (margin agreement) を必要とすることも多い。」 (全国銀行協会仮訳案)

¹⁴ ここでいうバーゼルⅡネットティングとは、法的に有効な相対ネットティング契約下であること等一定の条件下で、リスク・アセット (エクスポージャー) を計上しないことを認める取扱いを指す。

¹⁵ ゼロを下回る場合はゼロとする。

クスポージャーのみを認識すれば足りる。

(6) オフバランス項目

オフバランス項目のエクスポージャーについては、原則として全て 100%の掛目を適用する。

もっとも、無条件¹⁶で取消可能なコミットメントについては、例外的に 10%の掛目を適用する。

5. 開示要件（案）

(1) 開示態様及び開示頻度

BCBS は、市中協議文書にて、メンバー国に対し、共通の開示テンプレートを用いたレバレッジ比率の開示を義務付けることを提案している。

開示が求められるのは、主に以下の 3 点である。

【レバレッジ比率の開示態様】

- サマリー比較表
- 開示テンプレート
- 調整の説明

(出所) 市中協議文書

レバレッジ比率の開示は、原則として財務諸表の公表と同一の頻度で行われる。もっとも、国際的に活動する大手銀行及びその他の重要な銀行（及びそれらの重要な子会社）は、少なくとも以下の 4 項目については（財務諸表の公表が半期ごとであっても）四半期ごとに開示しなければならない。

【大手行：四半期開示項目】

- 月平均（四半期を構成する 3 ヶ月の平均）のレバレッジ比率
- 四半期末の Tier1 資本（分子）
- 四半期末のエクスポージャー額（分母）
- 四半期末のレバレッジ比率

(出所) 市中協議文書

¹⁶ 消費者保護法等により許容される範囲内でコミットメントを取り消し得るという契約条件になっている場合

(2) サマリー比較表

サマリー比較表（図表 2）では、すべての項目につき報告日時点（例：四半期末時点）の数値の開示が求められる。

図表 2 サマリー比較表

	項目	財務諸表上の資産	レバレッジ比率の エクスポージャー 額（分母）
1	オンバランス項目（2・3を除く。ただし2・3の担保を含む）		
2	デリバティブ		
3	SFT（レポ、証券貸借等）		
4	オフバランス項目		
5	(a) オンバランス資産の総額及び (b) エクスポージャー額（分母）の総額	(a)	(b)

（出所）市中協議文書より作成

(3) 開示テンプレート

開示テンプレート（図表 3）では、項目 21 以外の項目については報告日時点（例：四半期末時点）の数値の開示が、そして項目 21 については月平均（四半期を構成する 3 ヶ月の平均）の数値の開示が求められる。

も、「無条件」に該当する。

図表 3 開示テンプレート

	項目	レバレッジ比率の算出に用いる数値
オンバランス項目のエクスポージャー		
1	オンバランス項目（デリバティブ・SFTを除く。ただしこれらの担保を含む）	
2	（パーゼルⅢにおけるTier1資本の控除項目に該当する資産）	
3	総額	
デリバティブのエクスポージャー		
4	再構築コスト	
5	アドオン	
6	受取担保（グロス）	
7	売却したクレジット・デリバティブ（グロスの想定元本）	
8	（クレジット・デリバティブにおける想定元本の相殺とアドオンの控除）	
9	総額	
SFTのエクスポージャー		
10	グロスのSFT資産（会計上のネットtingは考慮せず）	
11	カウンターパーティ・エクスポージャー	
12	クリアリング・バンク（カストディアン・バンク）としてのエクスポージャー	
13	会計上「売買取引」処理をしている場合の調整（必要な場合）（※1）	
14	総額	
オフバランス項目のエクスポージャー		
15	100%の掛目が適用されるオフバランス項目	
15a	例) 流動性ファシリティを含むコミットメント	
...	...	
16	10%の掛目が適用されるオフバランス項目	
16a	例) クレジットカードの信用枠	
...	...	
17	総額	
資本（分子）とエクスポージャー額（分母）		
18	Tier1資本の総額（報告日時点）	
19	エクスポージャーの総額（報告日時点）	
レバレッジ比率（※2）		
20	レバレッジ比率（報告日時点）	
21	レバレッジ比率（四半期を構成する3ヶ月の平均）	

（※1） SFT について会計上「売買取引」処理をしており、差入担保がオンバランス資産から差し引かれていた場合、これを足し戻してエクスポージャーを計算するという調整をしなければならない。なお、我が国では、SFT は会計上「金融取引」処理が求められており、差入担保が引き続きオンバランス資産に計上されるため、このような調整は必要ない。

（※2） 項目 20（報告日時点のレバレッジ比率）と項目 21（3ヶ月平均のレバレッジ比率）との間に重大な差異がある場合、その主要因を説明しなければならない。

（出所）市中協議文書より作成

（4）調整の説明

開示テンプレート（図表 3）のオンバランス項目（項目 1）と財務諸表上のオンバランス資産との間に重大な差異がある場合、その詳細を開示しなければならない。

また、開示テンプレート（図表 3）のレバレッジ比率（項目 21）に、一つ前の報告日時点と比して重大な変動が生じた場合、その主要因を説明しなければならない。

6. 実施スケジュール（案）

目下、BCBS は、3%をレバレッジ比率の最低要件として設定し、テストを行っている（試行期間：2013年1月～2017年1月）。

そして、BCBS は、その試行期間の結果を踏まえ、2018年1月から「第1の柱」の下での取扱いに移行することを視野に2017年前半に最終調整をすることを提案している。

また、BCBS は、レバレッジ比率の開示については2015年1月から開始することを提案している。

7. おわりに

このように、市中協議文書は、原案となるバーゼルⅢテキストの提案の大枠を維持しながら、エクスポージャー額（分母）の計測方法について、いくつかの変更を提案している。

中でも金融業界の関心を惹きつけているのが、レポ取引等の証券金融取引（SFT）の取扱いに関する変更の提案である。

前記4.（5）のとおり、SFTのエクスポージャーを会計上のエクスポージャーによる（バーゼルⅡネットィング可）こととしていたバーゼルⅢテキストとは異なり、市中協議文書ではSFTの想定元本（グロスのSFT資産。会計上のネットィングは考慮しない）とカウンターパーティ・エクスポージャー（貸出資産と借入資産の評価差額）の双方を勘案することが提案されている。

報道¹⁷によると、このような変更案が実現した場合、日米欧の大手行は、レポ取引による借入に対し、合わせて少なくとも1800億ドル相当の資本を上乗せする必要があるという¹⁸。

こうした影響を回避すべく、銀行がレポ取引によるエクスポージャーの圧縮（デレバレッジ）を模索するであろうことは想像に難くない。それが実際に行われた場合、国債をはじめとするレポ取引の裏付資産（担保）の流動性にも悪影響をもたらすだろう。

この点について、今後、BCBSが提案の見直しを行うかどうかは、金融業界にとって大きな関心事となるだろう。

以上

¹⁷ FT.com “Banks warn new rules threaten ‘repo’ market” [2013年7月23日]参照

¹⁸ 市中協議文書の変更案がレポ市場にもたらす影響については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「バーゼル規制はユーロ圏の金融政策に影響するのか？」（菅野泰夫）[2013年8月15日]

(http://www.dir.co.jp/research/report/overseas/europe/20130815_007566.html)

◆ 「複雑すぎるバーゼル規制に再考の流れ」（菅野泰夫）[2013年7月24日]

(http://www.dir.co.jp/research/report/overseas/europe/20130724_007465.html)